

要介護1～5の方
要支援1・2の方

生活環境を整えるサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための、歩行器等定められた福祉用具を借りることができます。貸与の対象になる福祉用具の品目は、要支援・要介護区分によって異なります。(○は貸与可能)
レンタルの費用は事業者ごとに異なりますので借りる前によく検討してください。

福祉用具	要支援1・2	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いすとその付属品			○	○
特殊寝台とその付属品			○	○
床ずれ防止用具			○	○
体位変換器			○	○
手すり(工事をとまなわないもの)	○	○	○	○
スロープ(工事をとまなわないもの) ★	○	○	○	○
歩行器 ★	○	○	○	○
歩行補助杖 ★	○	○	○	○
認知症高齢者徘徊感知器			○	○
移動用リフト(つり具を除く)			○	○
自動排せつ処理装置(尿及び便を自動的に吸引する機能のもの)				○
自動排せつ処理装置(尿のみ自動的に吸引する機能のもの)	○	○	○	○

- 身体状況によっては○以外の品目も貸与できる場合があります。詳しくはケアマネジャーにご確認ください。
 - 事業所ごとに[福祉用具専門相談員]が配置されています。利用する前に必ずアドバイスを受けましょう。
 - 福祉用具には、貸与価格の上限が設定されているものがあります。
- ★マークの福祉用具の一部については、利用者が貸与と購入のどちらかを選択できます。

福祉用具購入費の支給

排せつや入浴など貸与になじまない定められた福祉用具の購入費の支給を受けることができます。
申請額は10万円を上限とします(期間は4月から3月までの1年間)。そのうち1割～3割が利用者負担額となります。同品目は原則1回の支給です。上限額を超えた購入費は自己負担となります。

購入できる福祉用具の品目

- 腰掛便座(補高便座、ポータブルトイレ)
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排せつ予測支援機器



!福祉用具を購入する前に十分注意してください!

- 指定登録店で購入した場合のみ支給対象になります。
- 病院、施設等に入院、入所中に購入したものは対象になりません。
- 通信販売(インターネットやテレビ通販番組等)で購入したものは対象になりません。

問い合わせ先: 介護保険課介護給付係 直通電話03-3228-6531

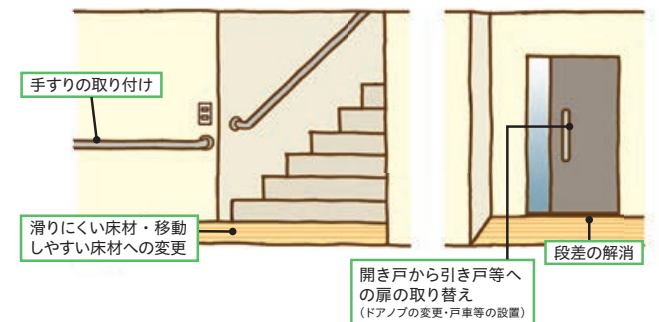
住宅改修費の支給

家庭での手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。申請額は20万円を上限とします。そのうち1割～3割が利用者負担額となります。改修時に住んでいる住民登録地の住居が対象となります。**申請は必ず工事の前に行ってください。**

住宅改修の種目

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止および移動の円滑化などのための床材の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え・新設・扉の撤去
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥通路などの傾斜の解消
- ⑦転落防止用柵の設置(スロープ設置の際)
- ⑧その他、各工事に付帯して必要な工事

改修例



!住宅改修をする前に十分注意してください!

- 改修費は新築や増改築の場合は支給されません。
- 同一住居に複数の該当者がいる場合は、専用居室ごとに申請できますが、共有部分については、どちらか一方が申請することになります。
- 改修の見積もりは複数の工事業者からとるようにしましょう。
- 改修部分について保険の適用になるかどうか疑問がある場合はご相談ください。
- 病院、施設等に入院、入所中は給付ができない場合があります。

住宅改修手続きの流れ

申請に必要な書類

- ・「住宅改修費支給申請兼請求書」
- ・「住宅改修が必要な理由書」※ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が作成します。
- ・住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの(日付入りの工事箇所ごとの写真及び簡単な図面を用いたもの)
- ・「工事見積書」介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの
- ・「住宅の所有者の承諾書」★改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合に必要です。

上記の書類等を介護給付係に提出し、審査確認を受けます。

確認には1週間程度かかります。確認された場合には「確認通知書」を交付します。
「確認通知書」の確認後、工事を行ってください。



工事終了後、次の書類を提出してください。

- ・「確認通知書」
- ・「工事代金領収書」
- ・「工事代金内訳書」★見積書の金額から変更があった場合に必要です。
- ・工事箇所ごとの改修後の日付入りの写真

問い合わせ先: 介護保険課介護給付係 直通電話03-3228-6531